



# ICT人材確保支援補助金

～ ICT人材の雇用を支援します～

**公募期間：令和3年8月31日（火）まで**

※ICT：「Information and Communication Technology」＝「情報伝達技術」

雇用したICT人材の人件費の一部を補助することで、ICT等を活用した業務の効率化や、労働環境の改善により、安定的かつ良質な雇用の創出を支援します。

**補助対象事業：ICT人材を新たに正規雇用し、  
3ヶ月以上継続して雇用する事業**

**対象事業者：自動車、食・観光、情報関連産業（裏面参照）**

**補助対象経費：雇用したICT人材の人件費（1人/1社）**

**補助金額：上限55万円（補助率1/2以内）**

**雇用要件：「良質な雇用」の要件を満たしていること（裏面参照）**

※良質な雇用の2要件を満たさない場合は50%減額となります

**補助事業期間：雇用開始日から4ヶ月以内または  
令和3年12月31日のいずれか早い日まで**

## ICT人材とは？・・・例えば

- ①テレワーク推進のためのIT環境整備に係る人材
- ②帳票類の電子化による情報の一元管理、ペーパーレス化に係る人材
- ③設計業務において、3次元CADで設計・製図できる人材
- ④製造業務において、プログラマブルな製造装置等を操作できる人材
- ⑤商品拡販のため、ネット通販サイトの構築・運営に係る人材
- ⑥POSレジ・キャッシュレス決済・顧客管理ソフト等の活用に係る人材



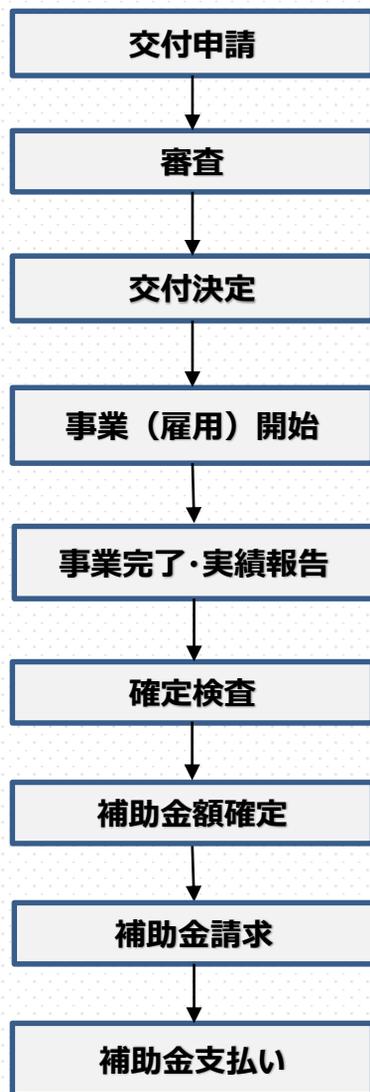
※詳細については、HP掲載の「ICT人材確保支援補助金交付要領」等をご覧ください。  
※計画している内容が対象となるかどうかなど、不明な点は下記までお問い合わせください。

《問合わせ先》

公益財団法人三重県産業支援センター 事業部 経営支援課  
地域活性化雇用創造プロジェクト 担当：西・小野  
〒514-0004 津市栄町1丁目891三重県合同ビル5階  
TEL 059-253-1260 FAX 059-253-1262  
E-mail: chipro@miesc.or.jp  
<https://www.miesc.or.jp/support/project/3/>



## 補助事業の流れ



## 留意事項

### ★「良質な雇用」の要件★

- a: 所定内給与額の月平均が218.5千円以上であること
  - b: 月平均所定外労働時間が20時間以下であること
- 上記 a、b のいずれにも該当すること

※ 良質な雇用の2要件を満たさない場合は  
50%減額となります

**補助対象：正規雇用で3ヶ月以上の継続雇用**

非正規社員を正規社員に転換する場合も本事業の対象となります。この場合、転換日が雇入日になります。

**雇用開始日は、交付決定日以降でなければなりません。  
(交付決定前の雇用は補助対象外です。)**

事業完了期限の令和3年12月31日までに、  
3ヶ月以上雇用継続の要件を満たすためには、  
**遅くとも10月1日以前に雇用を開始する必要があります。**

**本事業利用には賛助会特別会員であることが必要です。  
年会費：3万円/社 または 5万円/社**

賛助会への入会は、別途申込みをお願いします。

## 支援対象業種

**【自動車関連産業】** 輸送用機械器具製造業、繊維工業、家具・装備品製造業、化学工業、石油製品・石炭製品 製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、技術サービス業、自動車整備業

**【食・観光関連産業】** 飲食料品小売業、宿泊業、飲食店、木材・木製品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業、なめし革・同製品・毛皮製造業、窯業・土石製品製造業、その他の製造業、電気業、鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業、各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、その他の小売業、無店舗小売業、持ち帰り・配達飲食サービス業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、娯楽業、その他の事業サービス業

**【情報関連産業】** 情報サービス業、通信業、放送業、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業